

震災復興特別交付税の額の算定に当たり、算定の対象とならない経費を含めるなどしていたため、震災復興特別交付税の交付が過大

7件 不当金額(支出) 3億4043万円

1 震災復興特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法及び「東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」に基づき、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業等の実施のために市町村に対して特別交付税(震災復興特別交付税)を23年度から交付している。

そして、同省は、震災復興特別交付税の額を算定するために、23年度以降省令を制定して(各年度の省令を総称して「復興特交省令」、各年度に算定の対象となる事項(算定事項)を定めている。

また、市町村は、該当する算定事項ごとに財政需要に関する基礎資料(算定資料)等を作成しており、同省は、提出された算定資料等に基づき、復興特交省令により、必要な経費等の合計額を算定するなどして震災復興特別交付税の額を決定して交付している。

震災復興特別交付税の主な算定事項には次のようなものがある。

ア 国の補助金等(復興特交省令の別表に定められた補助金等(東日本大震災復興交付金、循環型社会形成推進交付金等))を受けて施行する事業に要する経費のうち道府県及び市町村が負担すべき額として総務大臣が調査した額(補助事業等に係る地方負担額)

イ 特定県及び特定市町村^(注1)について、東日本大震災により原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣が調査した額(除染単独経費)

(注1) 特定県 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に規定される特定被災地方公共団体のうち青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野各県

(注2) 特定市町村 特定被災地方公共団体である市町村及びその区域が特定被災区域内にある特定被災地方公共団体以外の市町村

2 検査の結果

7市町に交付された震災復興特別交付税計178億9938万円のうち、算定資料等の作成に当たり、補助事業等に係る地方負担額のうち市町が負担すべき額に算定の対象とならない経費を含めていたり、除染単独経費が適切に算定されていなかったりしていたため、震災復興特別交付税計3億4043万円が過大に交付されていて不当と認められる。

(単位：円)

県名	交付先	算定事項	年度	震災復興特別交付税交付額	過大に交付された震災復興特別交付税の額	摘要
岩手県	陸前高田市	東日本大震災復興交付金 注(3)	28	138億7532万	1億5233万	算定の対象とならない経費を含めていたもの
栃木県	真岡市	循環型社会形成推進交付金 注(4)	26～28	10億2228万	6948万	同
同	那須塩原市	除染 注(5)	26	22億5318万	7905万	経費の算定が適切でなかったもの
同	芳賀郡益子町	循環型社会形成推進交付金 注(4)	26～28	2億3200万	1563万	算定の対象とならない経費を含めていたもの
同	芳賀郡茂木町	同 注(4)	26～28	1億1222万	781万	同
同	芳賀郡市貝町	同 注(4)	26～28	1億6409万	722万	同
同	芳賀郡芳賀町	同 注(4)	26～28	2億4026万	887万	同
計	7交付先			178億9938万	3億4043万	

注(3) 後掲144ページ参照。
注(4) 後掲148ページ参照。
注(5) 後掲147ページ参照。